



北信交監第12号の2
北信交貨第7号の2
北信技保第7号の2
平成30年4月6日

各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき
違反行為及び日車数等について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長から別紙写し（平成30年3月30日付け国自安第261号、国自貨第181号、国自整第358号）のとおり通知があったことから、別紙のとおり公示の一部改正を行ったので、遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に對して周知されたい。

また、別添の公示（写）についても掲示されたい。



公示

公示第4号

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」(平成21年9月30日付け公示第59号)について、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、平成30年7月1日から施行する。

平成30年4月6日

北陸信越運輸局長 江角直樹



貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について（新旧対照表）

公示第59号	公 示	新 日 車数等について	貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について	貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした 貨物自動車運送事業者を下記のとおり定めたので公示する。 なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行いうべき違反行為及び違反 行為に係る日車数等について」（平成16年7月9日付け北信交監第128号、北信 信技整第149号。以下「平成16年通達」という）は廃止する。	平成21年9月30日	北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子	1～10 (略)	附 則 (略)	附 則 (略)
		公示第59号	新 日 車数等について	貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした 貨物自動車運送事業者を下記のとおり定めたので公示する。	平成21年9月30日	北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子	1～10 (略)	附 則 (略)	附 則 (略)

- 附 則 (平成30年4月6日付け公示第4号で一部改正)
- 1 この公示は、平成30年7月1日から施行する。
 - 2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行るべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

別表		新		旧	
適用 規 則 事 項	反 行 事 項	為 基 準 日 車 等	初 違 反	行 事 項	為 基 準 日 車 等
法第17条第1項 安全規則第3条第1項、第2項					
第3項 第4項					
1 休憩施設の整備違反 2 休憩・睡眠施設の管理、保守違反 ① 「貨物自動車運送事業者の運送時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「業務時間等告示」という。)違反 ① 設定不適切 ② 未設定	過労運転の防止措置義務違反 必要な員数の運転者の確保違反 ① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③ 各事項の未遵守計16件以上 ^(注1)	30日車 警告 10日車 60日車 10日車	10日車 20日車 10日車 20日車 40日車	1 休憩・睡眠施設の整備違反 2 休憩・睡眠施設の管理、保守違反 ① 「貨物自動車運送事業者の運送時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「業務時間等告示」という。)違反 ① 設定不適切 ② 未設定	30日車 警告 10日車 60日車 10日車
第5項 第6項					
1 運転時間等告示の遵守違反 ^(注1) ① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③ 各事項の未遵守計16件以上 ^(注2)	乗務時間等告示の遵守違反 ^(注1) ① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③ 各事項の未遵守計16件以上 ^(注2)	10日車 警告 10日車 20日車 20日車	10日車 20日車 10日車 20日車 40日車	2 業務時間等告示の遵守違反 ① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③ 各事項の未遵守計16件以上 ^(注2)	10日車 20日車 10日車 20日車 40日車
第7項 第8項					
1 運転月の拘束時間及び休日当勤の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数と合わせて計算する。 ① 各事項の未遵守計1件以上 ② 各事項の未遵守計2件以上 ^(注2)	「1箇月の拘束時間及び休日当勤の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数と合わせて計算する。 ① 各事項の未遵守計1件以上 ② 各事項の未遵守計2件以上 ^(注2)	10日車 20日車 20日車 40日車	10日車 20日車 20日車 40日車	3 業務時間等告示なお書きの書きの遵守違反(一運行の勤務時間) 酒酔い、酒気帯び業務 1 重量状態の把握違反 ① 一把握不切50%未満 ② 一把握不切50%未満	10日車 200日車 10日車 ^{10日車} 160日車 200日車
第9項 第10項					
1 病気・負傷等のある乗務 ^(注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上 2 疾病・疲労等業務 3 薬物等使用業務	1 病気・負傷等のある乗務 ^(注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上 2 疾病・疲労等業務 3 薬物等使用業務	100日車 警告 20日車 40日車 80日車 100日車	100日車 200日車 10日車 ^{20日車} 80日車 100日車	3 病気・負傷等のある乗務 ^(注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上 2 疾病・疲労等業務 3 薬物等使用業務	100日車 200日車 10日車 ^{20日車} 160日車 200日車
第11項 第12項					
1 病気の未治療 ^(注2)	病気の未治療 ^(注2)	10日車 20日車 20日車 40日車	10日車 20日車 20日車 40日車	3 病気の未治療 ^(注2)	10日車 20日車 10日車 ^{20日車} 160日車 200日車
第13項 第14項					
1 記録の記録違反 ① 全部記録なし ② 全て記録なし	その他の輸送の安全を確保するための遵守事項違反 点呼の記録違反 1 記録 ① 全部記録なし ② 全て記録なし	10日車 60日車 10日車 ^{120日車} 10日車 ^{60日車}	10日車 60日車 10日車 ^{120日車} 10日車 ^{30日車}	1 記録の記録違反 ① 全部記録なし ② 全て記録なし	10日車 60日車 10日車 ^{20日車} 160日車 200日車
第15項 第16項					
1 記載事項等の不備 2 記録の改ざん・不実記載 3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	その他の輸送の安全を確保するための遵守事項違反 記録の記録違反 1 記録 ① 全部記録なし ② 全て記録なし	10日車 60日車 10日車 ^{120日車} 10日車 ^{30日車}	10日車 60日車 10日車 ^{20日車} 160日車 200日車	1 記載事項等の不備 2 記録の改ざん・不実記載 3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	10日車 60日車 10日車 ^{20日車} 160日車 200日車
第17項 第18項					
1 記録の記録違反 ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	業務等の記録違反 1 記録(30業務)に対して ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	10日車 警告 10日車 60日車 10日車 ^{120日車} 10日車 ^{60日車}	10日車 20日車 60日車 10日車 警告 10日車 ^{120日車} 10日車 ^{30日車}	1 記録の記録違反 ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	10日車 60日車 10日車 ^{20日車} 60日車 200日車

別表

別表

別表 適用 違 用 條 項	反 行 事 項	為 基準日車等 初違反 再違反	反 行 事 項	為 基準日車等 初違反 再違反	備 考
第9条	運行記録計による記録違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記録 3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 10日車 20日車 60日車 120日車	第9条	運行記録計による記録違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記録 3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 10日車 20日車 60日車 120日車
第9条の3第1項～第3項	運行指示書 1 作成・指示又は携行の義務違反(運行指示書の作成等が必要な30運行に対して) ① 5件以下 ② 6件以上15件以下 ③ 16件以上 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 40日車 10日車 40日車	第4項	運行指示書及び写しの保存義務違反 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行方指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号)以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監督違反	警告 10日車 20日車 40日車 10日車 10日車
第10条第1項	運行指示書及び写しの保存義務違反 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行方指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号)以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監督違反	警告 10日車 20日車 40日車 10日車 40日車	第10条第1項	運行指示書及び写しの保存義務違反 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行方指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号)以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監督違反	警告 10日車 20日車 40日車 10日車 10日車
第4項	1 「2」「3」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合)	警告 10日車 20日車 10日車 40日車	第4項	1 「2」「3」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合)	警告 10日車 20日車 10日車 10日車
第10条第1項	2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)があつたものに限る。(注1)(注3)	警告 10日車 20日車 10日車 40日車	第10条第1項	2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)があつたものに限る。(注1)(注3)	警告 10日車 20日車 40日車 40日車
第4項	3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下放置駐止違反)と、その他の道路交差点の違反行為(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帶び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び教諭運転違反の違反を除き、道路交通法通知等があつたものに限る。)(注2)(注3)	警告 10日車 20日車 10日車 40日車	第4項	3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下放置駐止違反)と、その他の道路交差点の違反行為(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帶び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び教諭運転違反の違反を除き、道路交通法通知等があつたものに限る。)(注2)(注3)	警告 10日車 20日車 10日車 10日車

- (注1) 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通事故法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を除く。)の規定に基づく意見取扱会による処分等の事案があつた日から過去3年以内に最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行つていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行つてもとする。また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第2項の規定に基づく意見取扱会による場合を除く。)の規定に基づく意見取扱会による場合に文書による警告を行つてもとする。ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車専用道路においては40km/h以上)のもの)をいう。以下同じ。)について、道路交通法通知等(下命又は容認に係るもの)があつた場合には、過去2年内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行つてもとする。
- (注2) 最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行つた日から起算して3年以内に、道路交通事故法により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、本処分量定により、先の行政処分等に当たる場合、大型車両(最大積載量5t以上又は車両総重量8t以上のもの)を除く。)が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。ただし、この場合、大型車両(最大積載量5t以上又は車両総重量8t以上のもの)を除く。)にあつては、1つ
- (7) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん自動車・被けん自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。)が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)
- (4) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

- (7) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん自動車・被けん自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。)が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)
- (4) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

- (7) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん自動車・被けん自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。)が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)
- (4) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

別表		違用反則事項	行為	項目	基準日車等	備考
			初違反	再違反	反	
(注2)	(3) 同一営業所の取扱いについては、通常本文1(3)を準用する。	① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐停車違反、薬物等使用運転、酒気帯り運転、酒酔い運転、無免許運転及び教養義務違反を除く。(以下同じ。)に係る同法第75条第3項の規定による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあっては、文書による警告を行るものとする。	② 同法第75条第3項の規定による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告又は行政処分を並びに同法第108条の規定に基づく違反行為(2)の違反の原因となる営業所に係るものにあっては、過去1年内において、同一営業所に係る該違反件数が3件(駐停車違反)、並びに同一営業所に係る該違反件数が3件(駐停車違反)の場合は、過去1年内において、同一営業所に係る該違反件数が3件(駐停車違反)、「放置駐停車違反行為」「その他の」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。			
(注3)	③ 放置駐停車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があつた場合、この基準の適用に当たつては、当該車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。	④ 同一営業所の取扱いについては、通常本文1(3)を準用する。	②及び③の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係ものは除く。)」その他の別に定める違反行為として、別途個別に处分するものとする。			
(注4)	① 駐停車違反、放置駐停車違反その他の道路交通法の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を並びに同法第108条の規定による同法違反行為(2回目以上)による警告又は本処分量定による2回目以上(駐停車違反)の場合は、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあっては、違反行為件数が該違反件数の10%に相当する件数に達した場合とする。	① 記録 ② 全て記録なし	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存	警告 10日車 20日車	10日車 20日車	
	② 記載事項等の不備	2 記載事項等の不備		警告 10日車	10日車	
	③ 記録の改ざん・不実記録	3 記録の改ざん・不実記録		30日車	60日車	
	④ 駐停車違反	4 駐停車違反		警告 3日車×違反車両数 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	
	点検整備記録簿等の記載違反等			警告 3日車×違反車両数 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	
	1 未記載(1台の年間の定期点検挨拶等を対象とし、1回に付き1枚の記録) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚	1 未記載 ① 未記載3枚以下 ② 虚偽届出		警告 10日車 40日車	10日車 80日車	
	2 記載不適切	2 記載不適切		警告 10日車 30日車	10日車 60日車	
	3 記録の改ざん・不実記載	3 記録の改ざん・不実記載		警告 10日車 40日車	10日車 80日車	
	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反			警告 10日車	10日車	
	1 未届出 2 虚偽届出	1 未届出 2 虚偽届出				
	輸送の安全にかかるる情報の公表違反					
	事業の健全な発展を阻害する競争					
	1 公衆の利便の阻害行為等 2 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害	1 公衆の利便の阻害行為等 2 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害				
法第24条	法第24条の3					
法第25条	法第25条 第1項					
第2項	事業の健全な発展を阻害する競争					
	1 健康保険法等のための年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ① 一部未加入のもの ② 全て未加入のもの	1 健康保険法等のための年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ① 一部未加入のもの ② 全て未加入のもの				

別表		反	行	為	事	項	基準日車等	再	違	反	備 考
過	用	条	項	過	用	條	項	過	用	項	
法第35条の2第3項	地方自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	初違反	地方自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車	10日車	10日車	10日車	
法第39条の3第2項	地方自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	初違反	地方自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車	10日車	10日車	10日車	
法第59条第1項	許可条件違反 1 運輸開始期限違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等に未加入(注) ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上	警告	10日車 20日車 40日車 20日車	局長通達6(1)⑦による 1 運輸開始期限違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等に未加入(注) ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上	警告	10日車 20日車 40日車 20日車	10日車	20日車 40日車 20日車	20日車 40日車 20日車	20日車 40日車 20日車	局長通達6(1)⑦による 1 運輸開始期限違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等に未加入(注) ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上
(注)	①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。										
法第60条第1項	報告義務違反 ① 未報告 ② 虚偽の報告	警告	60日車	120日車	初違反	報告義務違反 ① 未報告 ② 虚偽の報告	警告	40日車	80日車	10日車	